入 札 公 告

令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）第２４６条第１項の規定により公告する。

令和８年１１月１３日

福島県教育委員会教育長　　鈴木　竜次

１　入札に付する事項

（１）　件名及び数量　　令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託（以下、「掘削業務委託」という。）、一式

（２）　業務の仕様等　　入札説明書、契約書（案）、仕様書のとおり

（３）　履行期間　　契約締結日から令和９年３月１２日まで

（４）　業務箇所　　浪江町等（浜通り市町村及び田村市、川俣町内）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（１）　施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）　一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に該当しない者であること。

（５）　本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同規模程度の埋蔵文化財調査業務について過去２年間に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、２の（５）に掲げる事項等について証明できる書類を添付し、令和８年１１月２７日（金）午後５時１５分までに次に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号９６０－８６８８　福島県福島市杉妻町２番１６号
福島県庁西庁舎４階　福島県教育庁文化財課
電話０２４－５２１－７７８７

４　契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書・契約書（案）・仕様書・申請書等の交付場所及び問合せ先は３に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか福島県教育委員会のホームページにおいても公開する。

５　入札書の提出について

（１）入札に参加する者は、指定の様式（様式４）に必要とする事項を記載し、令和８年１２月７日（月）午後５時までに、次に掲げる場所へ郵送すること。

郵便番号９６０－８６８８　福島県福島市杉妻町２番１６号
福島県庁西庁舎５階　福島県
教育庁財務課
電話０２４－５２１－７７５８

（２）入札書の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により**郵送**で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

（３）入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

（４）中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。

ア）氏名（法人にあっては、商号又は名称）
イ）「令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託」
ウ）開札日　令和８年１２月８日（火）

（５）外封筒には、入札書を入れた中封筒と一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）の写し及び必要に応じて委任状（様式５）を入れ、表に上記（４）の必要事項、担当者及び担当者連絡先、入札書在中の旨を記載すること。

６　開札の日時及び場所

（１）　日　時　令和８年１２月８日（火）午後１時３０分
（２）　場　所　福島県庁西庁舎４階　教育総務課分室１

７　入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

８　入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

９　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

１０　その他

（１）　入札方法　入札書には仕様書の内容に係る総額を記載すること。
（２）　落札者の決定の方法　予定価格の制限の範囲内で総額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者の入札書に記載された単価（税抜額）にて単価契約を締結する。
（３）　契約書作成の要否　要
（４）　その他　詳細は、入札説明書による。

（文化財課）